

事 務 連 絡
令和5年1月31日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

保医発0131第4号
令和5年1月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和5年2月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添1第2章第3部第1節D007（41）アを次のとおり改める。

（41） オートタキシン

ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、化学発光酵素免疫測定法又は酵素法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。

2 別添1第2章第3部第1節D012に次を加える。

（58） 単純ヘルペスウイルス抗原定性（皮膚）は、単純ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認めた初発の患者に対し、イムノクロマト法により実施した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回目以降行う場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を診療報酬明細書の

摘要欄に記載すること。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）、単純ヘルペスウイルス抗原定性（性器）は併せて算定できない。

3 別添1第2章第3部第1節D023に次を加える。

(37) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出

ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はその他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同時検出の所定点数を準用して算定する。

イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場合は、主たるもののみ算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

改正後	現 行
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D006-28 (略) D007 血液化学検査 (1)～(40) (略) (41) オートタキシン ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法、<u>化学発光酵素免疫測定法又は酵素法</u>により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略) (42)～(53) (略) D008～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(57) (略) (58) <u>単純ヘルペスウイルス抗原定性(皮膚)は、単純</u></p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D006-28 (略) D007 血液化学検査 (1)～(40) (略) (41) オートタキシン ア 「48」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者(疑われる患者を含む。)に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略) (42)～(53) (略) D008～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(57) (略) (新設)</p>

ヘルペスウイルス感染症が疑われる皮膚病変を認め
た初発の患者に対し、免疫クロマト法により実施
した場合に本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗原
定性を準用して算定できる。なお、当該検査を2回
目以降行う場合においては、本検査を実施した医学
的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載するこ
と。ただし、本区分「37」単純ヘルペスウイルス抗
原定性及び「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角
膜)、単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は併せ
て算定できない。

D013～D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(36) (略)

(37) 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソニ
アジド耐性遺伝子同時検出

ア 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソ
ニアジド耐性遺伝子同時検出は、塗抹検査又はそ
の他の検査所見で結核菌感染の診断が確定した
患者を対象として、薬剤耐性結核菌感染を疑う場
合に、本区分「20」ウイルス・細菌核酸多項目同
時検出の所定点数を準用して算定する。

イ 結核菌群リファンピシン耐性遺伝子及びイソ
ニアジド耐性遺伝子同時検出と本区分「19」の結
核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核
菌群イソニアジド耐性遺伝子検出を併用した場
合は、主たるもののみ算定する。

D023-2～D025 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

D013～D022 (略)

D023 微生物核酸同定・定量検査

(1)～(36) (略)

(新設)

D023-2～D025 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部～第13部 (略)
第3章 (略)

第4部～第13部 (略)
第3章 (略)